

改正

平成22年3月31日告示第46号

平成25年3月31日告示第28号

いすみ市自主防災組織育成指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及びいすみ市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成及び指導等に関し、必要な事項を定め、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地震、風水害及び火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織をいう。
- (2) 住民組織 地域住民が組織した自治会等をいう。

(認定の基準及び認定)

第3条 市長は、次に掲げる基準に適合するものを自主防災組織として認定するものとする。

- (1) 住民組織であること。
- (2) 活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模及び形態等の事情により、防災活動の効果的な運営を図るため、住民組織の総意により、住民組織の分割若しくは集結して結成された組織であること。
- (3) 別表に準ずる組織を結成し、かつ、役割分担に基づいて活動する組織であること。
- (4) 市長に自主防災組織結成届出書（様式第1号）、自主防災組織図（様式第2号）及び組織規約その他市長が必要と認める書類を提出した組織であること。

2 市長は、前項第4号の規定による書類が提出され、適正な組織と認められる場合には、いすみ市自主防災組織認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を当該組織に交付するものとする。

(指導方針)

第4条 市長は、自主防災組織の結成について、住民組織との交流の機会を捉えて、積極的に地域における防災意識の高揚を図り、その自主的な結成を働きかけるとともに、第3条の規定に適合する組織となるよう指導するものとする。

2 市長は、自主防災組織の育成について、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

3 市長は、自主防災組織の活動について、その実効性を発揮するため、自発的な活動を計画的に行うよう働きかけ、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(事業活動の促進)

第5条 市長は、自主防災組織の活発な事業活動を促すため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自主防災組織の育成に係る企画・立案に関すること。
- (2) 自主防災組織の結成及び講師派遣に協力すること。
- (3) 自主防災組織及び他の実施機関との連絡調整に関すること。
- (4) 自主防災組織の助成に関すること。

(変更届)

第6条 自主防災組織の代表者は、次のいずれかに該当するときは、自主防災組織変更届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織の名称を変更したとき。
- (2) 自主防災組織の代表者又は住所を変更したとき。
- (3) 加入世帯数を変更したとき。

(管理台帳)

第7条 市長は、第3条第2項の規定により認定証を交付したとき又は前条の規定による変更の届出があったときは、いすみ市自主防災組織管理台帳(様式第5号)に必要な事項を記載するものとする。

2 いすみ市自主防災組織管理台帳は、危機管理課において備えておくものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第46号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日告示第28号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

自主防災組織表

	【災害時の各班ごとの活動】	【平常時の各班ごとの活動】
本部	<ul style="list-style-type: none">・ 対策本部の設置・ 各班の活動内容の指示・ 被害状況の把握と各班への連絡・ 防災関係機関への情報提供及び協力・ 避難所の運営	<ul style="list-style-type: none">・ 年間防災行事計画の作成・ 防災関係機関等との連携の確保・ 組織の役割の明確化を図る
情報班	<ul style="list-style-type: none">・ 出火防止をはじめとする被害軽減のための 広報活動・ 地域の被害状況のとりまとめ・ 防災関係機関からの重要情報の伝達	<ul style="list-style-type: none">・ 防災意識の啓発、高揚・ 発生時の情報収集、伝達方法など広報活動 の訓練、研究
消火班	<ul style="list-style-type: none">・ 用具の準備と人手、水利等の確保・ 消火器、バケツ等を利用した初期消火活動・ 防災関係機関が行う消火活動への協力	<ul style="list-style-type: none">・ 出火防止の啓発・ 消火訓練の実施・ 消火用具の整備・保守点検・ 災害時の活動体制の研究
救出救 護班	<ul style="list-style-type: none">・ 負傷者等の救出、救護所までの搬送・ 負傷者等の応急手当・ 負傷者等の発生状況等の把握・ 災害時要支援者等の安全確認及び支援	<ul style="list-style-type: none">・ 技術、技能の向上訓練・ 災害弱者等の支援方法の研究・ 用具、救急用品の整備・ 地域内の災害時要援護者の確認
避難誘 導班	<ul style="list-style-type: none">・ 避難ルート of 安全確認及び確定・ 避難所までの誘導・ 避難者の把握・ 避難所における防災関係機関への協力	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内の危険箇所調査と安全対策・ 避難経路の確認・ 避難生活の運営の研究
給食給	<ul style="list-style-type: none">・ 炊出しの実施	<ul style="list-style-type: none">・ 食糧、飲料水等の備蓄の呼びかけ

水班	<ul style="list-style-type: none">・防災関係機関が行う給食給水活動への協力・災害弱者等への優先的対応・対象者の把握	<ul style="list-style-type: none">・炊出しの訓練・災害時の物資、給食の配布方法や優先順位の研究
----	--	---

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）